

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 背景

中央環境審議会においてとりまとめられた答申「太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について」（2019年4月26日）において、「既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。」とされたところである。

この答申に基づき、太陽電池発電所の設置の工事業等を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業とするため、必要な要件等を定めるべく環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号。以下「施行令」という。）の一部を改正するもの。

2. 内容

(1) 対象事業の規模要件（別表第1関係）

出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

(2) 軽微な修正の要件（別表第2関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

(3) 軽微な変更の要件（別表第3関係）

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

3. 今後の予定

閣議決定：令和元年7月2日

公布：令和元年7月5日

施行：令和2年4月1日

環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象事業一覧 (案)

環境影響評価法				環境影響評価条例			
対象要件：以下の事業種毎に所定の規模要件以上となる事業のうち、①～④のいずれかに該当するもの。 ① 免許等が必要な事業 ② 国の補助金等の交付の対象となる事業 ③ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）が業務として行う事業 ④ 国が行う事業				対象要件：以下の事業種毎に、所定の規模要件以上となる事業。 *環境影響評価法に基づいて環境影響評価が行われる事業及び仙台市環境影響評価条例に基づいて環境影響評価が行われる仙台市内の事業については、原則として本条例は適用されません。			
事業種		規模		事業種		規模	
		第1種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第2種事業 (アセスメントが必要か個別に判断する事業)			第1種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第2種事業 (必ずアセスメントを行うが、住民意見聴取手続、説明会の開催等が省略される事業)
1 道路	・高速自動車国道 ・首都高速道路など ・一般国道 ・林道	すべて 4車線以上 4車線・10km以上 幅員6.5m・20km以上	— — 4車線以上・7.5～10km 幅員6.5m以上・15～20km	1 道路		4車線・7.5km以上	第1種事業以外の事業で ・住居専用地域内で4車線・2km以上 ・国立公園等の特別保護地区内等で2車線・1km以上 ・国立公園等の特別地域内等で2車線・5km以上
2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	100ha以上	75～100ha	2 河川	・ダム、堰 ・放水路 ・湖沼水位調節施設	75ha以上	20～75ha
3 鉄道	・新幹線鉄道 ・鉄道、軌道	すべて 10km以上	— 7.5～10km	3 鉄道	・普通鉄道 ・軌道(普通鉄道相当)	7.5km以上	2～7.5km
4 飛行場		滑走路 2,500m以上	滑走路 1,875～2,500m				
5 発電所	・水力発電所 ・火力発電所 ・地熱発電所 ・原子力発電所 ・風力発電所 ・太陽電池発電所	出力 3万kW以上 出力 15万kW以上 出力 1万kW以上 すべて 出力 1万kW以上 出力 4万kW以上	出力 2.25～3万kW 出力 11.25～15万kW 出力 7,500～1万kW — 出力 7,500～1万kW 出力 3万kW以上	4 発電所	・火力発電所 ・風力発電所 ・太陽電池発電所	出力 7.5万kW以上 出力 7,500kW以上 出力 3万kW以上	出力 3～7.5万kW 出力 5,000～7,500kW (一部地域*を含む場合に限る) —
6 廃棄物最終処分場		30ha以上	25～30ha	5 廃棄物最終処分場		25ha以上	10～25ha
7 公有水面埋立及び干拓		50ha超	40～50ha	6 公有水面埋立及び干拓		40ha超	20～40ha
8 土地区画整理事業		100ha以上	75～100ha	7 土地区画整理事業		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
9 新住宅市街地開発事業		100ha以上	75～100ha				
10 工業団地造成事業		100ha以上	75～100ha	10 工場・事業場用地造成事業 (発電事業含む)		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
11 新都市基盤整備事業		100ha以上	75～100ha				
12 流通業務団地造成事業		100ha以上	75～100ha				
13 宅地の造成事業 (工業用地を含む。)		100ha以上	75～100ha	8 住宅団地造成		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
港湾計画		埋立・掘込みの面積合計 300ha以上					
				9 レクリエーション施設 (公園の設置、運動施設等)		75ha以上	50～75ha (一部地域*を含む場合に限る)
				11 その他 ※施行規則	土石採取場	75ha以上	20～75ha
					複合事業（同一の事業者が、上記4及び6から9の事業のうち、2以上を併せて行う事業。）	それぞれの事業の要件とされる上記面積のうち最小のもので除した商の和が1以上となるもの	それぞれの事業(土地区画整理事業、住宅団地造成、公園の設置、運動施設等の設置又は工場・事業場用地造成にあっては、一部地域*を含むものに限る。)の要件とされる上記面積のうち最小のもので除した商の和が1以上となるもの
					風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000～7,500kW (一部地域*を含む場合に限る)
					火力発電所	出力 7.5万kW以上	出力 3～7.5万kW

※ 一部地域：国立公園、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区特別保護地区、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域